

一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足による農業の衰退や遊休農地の増加を防止するため、担い手となる農業者が行う設備投資に要する経費について、予算の範囲内において一宮市農業担い手育成事業費補助金を交付し、担い手を支援育成することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 一宮市の地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画をいう。

以下同じ。）において農業を担う者として位置づけられていること。

イ 一宮市の地域計画において農業を担う者として位置づけられることが確実と見込まれること。

ウ 農地中間管理機構から一宮市内の農地を借り受けていること。

(2) 一宮市内に住所を有していること。

(3) 一宮市税の滞納がないこと。

(4) 原則として、別表1の事業区分において、補助事業者が過去に同一事業区分の補助金の交付を受けていないこと。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 担い手確保事業において、補助金の交付を受けたことのある認定新規就農者が、認定期間終了後に認定農業者へ移行し、認定農業者に認定された年度の翌年度から数えて4年度以内に補助金の交付を受けるとき。

イ 農業経営拡大事業において、別表1の注3のただし書きに定める経営規模拡大基準の3倍以上の水準で、一宮市内で新たに経営面積を増やすとき。

(5) 別表1の事業区分に応じ、同表の補助要件に掲げる者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。なお、事業の内容は別表 1 のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の補助金（融資に関する利子の助成措置を除く。）の交付対象でないこと。
- (2) 施設機械等の導入に要する費用（以下「補助対象経費」という。）は、本事業をもって導入する施設及び機械（以下「整備内容」という。）ごとに 10 万円以上であること。
- (3) 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行うこと。

（補助事業の優先順位及び採択）

第 4 条 補助事業の採択の優先順位は、以下のとおりとする。

- 第 1 位 担い手確保事業
- 第 2 位 生産新技術（ICT）等促進事業
- 第 3 位 農業経営拡大事業

2 生産新技術（ICT）等促進事業及び農業経営拡大事業において、前項の規定による優先順位にて採択する補助事業が決定できない場合は、別表 2 の合計ポイントの高い補助事業を採択する。この場合において、合計ポイントが等しく、かつ補助金予算残額が不足するときは、次条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれか低い額に応じた按分により交付金額を決定する。

（補助金の額）

第 5 条 補助対象経費に対する補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 市長が適当と認める経費に対して別表 1 に掲げる補助率により算出した額
- (2) 別表 1 に掲げる補助限度額

(3) 前条第2項の規定により算出した額

2 前項の規定により算出された補助金の額に、1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1)に別表1に掲げる添付書類及び次の各号の書類を添えて、4月1日から7月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、8月1日以降に予算残額があるときは、先着順に申請することができる。

(1) 個々の整備内容ごとの補助対象経費が50万円未満の場合は2業者以上、50万円以上の場合は3業者以上から補助事業者あての見積書の写し。ただし、中古農業機械を導入する場合は、見積書の写しに代え、中古農業機械査定士が適正な価格であることを明示した書類とすることができる。

(2) 農業用施設を導入する場合は仕様書、図面及び配置図の写し

(3) 農業機械を導入する場合はカタログ

(4) 住民票の写し

(5) 一宮市税の未納のない証明

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査等を行い、補助事業の目

的、内容及び金額の算定が適正か、否か、かつ予算の定めるところに違反しないかどうかを調査し、補助金の交付を適当と認めたときは速やかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第 2）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において市長は、補助事業の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（着手）

第 8 条 補助事業の着手は、前条の交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付申請後にやむを得ない理由で交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第 3）を市長に提出して着手することができる。なお、この場合においては、補助事業者は交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかにその旨を着手届（様式第 4）により、市長に届け出るものとする。

（事業内容の変更等）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更をする場合は、変更等の理由、事業に要する経費、その他市長が必要と認める書類を添付し、直ちに市長に補助事業計画変更届（様式第 5）を提出しなければならない。

（事業完了期限）

第 10 条 補助事業者は、交付決定年度の 3 月 31 日までに補助事業を完了しなければならない。

（完了報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業完了報告書（様式第 6）に次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し

(2) 農業用施設、機械の導入後の写真

(3) 農業経営拡大事業を申請したときは農地基本台帳の写し又は規模拡大を証明する書類、経営規模拡大するにあたり新規作物の導入に取り組んだときは新規作物の出荷伝票又はそれを証明する書類

(補助金の確定及び交付)

第 12 条 市長は、補助事業者から完了報告書を受けた場合は、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付金額を確定し、補助金を交付するものとする。ただし、市長において特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡（概算払又は前払）することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 7）を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 8）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して補助金の交付申請をした場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定額の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、全部又は一部を返還させなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 法令、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(3) 事業費の支出決算額が予算額に比べて著しく減少したとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請、報告、施行等に

ついて不正の行為があったとき。

- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(帳簿の備付)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業の施行に関し必要な関係諸帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、取壊し又は貸付けを行ってはならない。ただし、当該財産を取得後、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるほか必要な事項は一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 号）によるものとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後 3 年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。
- 2 別表1の担い手確保事業における認定新規就農者を経て認定農業者となった農業者の申請は、令和3年度に認定農業者に認定された者に限り、令和4年度又は令和5年度を対象とする。
- 3 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月24日から施行する。
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用は、令和7年3月31日までとし、この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、補助内容を見直すものとする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2, 3, 5, 6 条関係)

事業区分	補助要件	取組内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	添付書類
担い手確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者育成総合対策実施要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知) 別記 2 の第 5 の 1 の (1) のイの (ア) の研修機関 (以下「認定研修機関」という。) で研修を修了した者若しくは申請年度中に修了見込みの者又は先進農家若しくは先進農業法人で同等と認められる内容の研修 (雇用を含む) を受けた者であること。 ・一宮市の認定新規就農者又は認定新規就農者の認定期間終了後に認定農業者となった農業者であること。ただし、複数の者による青年等就農計画又は経営改善計画の認定の共同申請があった場合は、その代表者。 	農業用施設、機械を導入する取組	農業用施設、機械の導入に要する経費	20%	150 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・次の (1) から (3) のいずれかの書類 (1) 認定研修機関での研修の修了を証明する書類 (2) 認定研修機関での研修が申請年度中に修了見込みの者は、修了見込みである旨がわかる書類 (3) 先進農家又は先進農業法人で、認定研修機関での研修と同等と認められる内容の研修 (雇用を含む) を受けた者は、その研修の内容がわかる書類 ・認定新規就農者が申請する場合は、青年等就農計画の認定書の写し ・認定農業者が申請する場合は、農業経営改善計画の認定書の写し
生産新技術 (ICT) 等促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一宮市の認定農業者であること。ただし、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請があった場合は、その代表者。 	農業生産に係る新技術 (ICT) 等を先進的に導入する取組			100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画の認定書の写し
農業経営拡大事業		経営規模の拡大のために農業用施設、機械を導入する取組				<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画の認定書の写し ・農地基本台帳の写し ・新規作物の導入に取り組む場合は、直近の確定申告書及び農業経営改善計画認定申請書の写し

注 1 : 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営開始後 5 年以内に青年等就農計画の認定を受けた者。

注 2 : 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、5 年間の農業経営改善計画の認定を受けた者。

注 3 : 農業経営拡大事業の経営規模の拡大とは、事業実施年度内において水稻又は麦で 150,000 m² (15ha) 以上、施設野菜等で 3,000 m² (0.3ha) 以上、露地野菜等で 10,000 m² (1ha) 以上の経営面積となることとする。ただし、すでにその経営面積に達している場合は、水稻又は麦で 15,000 m² (1.5ha) 以上、施設野菜等で 1,000 m² (0.1ha) 以上、露地野菜等で 3,000 m² (0.3ha) 以上、一宮市内で経営面積を増やすこととする。なお、経営規模拡大するにあたり栽培する作物の種類は既存作物、新規作物を問わない。

注 4 : 同等と認められる内容の研修とは、研修 (雇用) 期間が概ね 1 年以上かつ概ね 1,200 時間以上であり、研修 (雇用) 期間を通して就農に必要な技術や知識を習得することを要する。

注 5 : 経営面積は、一宮市の農地基本台帳及び特定農作業受委託契約書に記載のある農地面積を基準とする。

別表2 (第4条関係 採択ポイント表)

項目	現 状	ポイント
過去の交付実績	補助事業者が過去に同一事業区分の補助金の交付を受けていない	5
農業の6次産業化	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定を受けている	4
雇 用	外部から常時雇用している	3
認定農業者の認定期間	認定農業者の通算認定期間が5年未満である	2
農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している	1

(その2)

1 事業区分
ア. 担い手確保事業
イ. 生産新技術（ICT）等促進事業
ウ. 農業経営拡大事業 事業実施年度内において、別表1の注3に掲げる経営規模拡大基準を満たす見込み。
2 事業計画概要

※ 事業区分のイ、ウを実施する者は、別表2の各項目を証する以下の書類があれば、添付すること。

採択ポイント項目	添付書類	ポイント
過去の交付実績		
農業の6次産業化	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定証の写し	
雇用	雇用契約書の写し	
認定農業者の認定期間		
農業経営の複合化	出荷伝票の写し	
合計		

(その3)

3 事業予算額調			
歳 入			
区 分	予 算 額	備 考	
市補助金			
計			
歳 出			
区 分	予 算 額	※補助対象額	備 考
計			

※ この欄は、記入しないでください。

補助金交付決定通知書

一宮農振指令第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名様

一宮市長

印

補助金交付決定額 金 円

ただし、年 月 日付けで申請のありました一宮市農業担い手育成事業に対し、次の条件を付して補助金を交付する。

条 件

- (1) 補助金は、補助金交付決定通知書及び当該補助事業に係る補助金査定時に記載された補助事業の経費に充てるほか、その他の経費に支出してはならない。
- (2) 補助金の交付は、原則として補助事業の完了を確認したのち支払うものとする。
- (3) 補助事業者は、一宮市補助金等交付規則及び一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、補助金に係る予算の執行の適正に期するため、交付主体が求めるときは、関係諸帳簿及び証拠書類の提示並びに実地調査に協力しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助対象財産について事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

- 注 1 計画変更する場合は、補助事業計画変更届を提出すること。
2 完了したときは、1か月以内に補助事業完了報告書を提出すること。
3 補助金の支払を受けようとする場合は、補助金交付請求書を提出すること。
4 地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、市の監査委員が補助事業に係る出納その他について監査することがある。

様式第3（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

一 宮 市 長

補助事業者 所在地

団 体 名

代表者名

交付決定前着手届

一宮市農業担い手育成事業費補助金交付申請書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、本届を提出します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着手の理由

様式第4（第8条関係）

年 月 日

（あて先）
一 宮 市 長

補助事業者 所在地

団 体 名

代表者名

着手届

一宮市農業担い手育成事業費補助金交付申請書に基づく事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着手場所	
契約年月日	
完了予定年月日	

様式第5（第9条関係）

補助事業計画変更届

年 月 日

(あて先)
一宮市長

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者名

年 月 日付け 一宮農振指令第 号で一宮市農業担い手育成事業費補助金の交付決定を受けた一宮市農業担い手育成事業を次のとおり計画変更（廃止・中止）します。

1 計画変更の内容

区 分	当初計画	変更計画

2 計画変更理由

様式第6（第11条関係）

（その1）

補助事業完了報告書

年 月 日

（あて先）
一宮市長

補助事業者 所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け 一宮農振指令第 号で補助金の交付決定
を受けた一宮市農業担い手育成事業が完了したので報告します。

施行場所			
施行期間	着手 年 月 日	完了	年 月 日
1 事業実績及び効果			
ア. 担い手確保事業 添付書類なし			
イ. 生産新技術（ICT）等促進事業 添付書類なし			
ウ. 農業経営拡大事業 経営規模拡大・・・農地基本台帳の写し又は規模拡大を証明する書類 経営作目増加・・・農地基本台帳の写し又は規模拡大を証明する書類及び 新規作物の出荷伝票又はそれを証明する書類			

(その2)

2 事業決算額調				
歳 入				
区 分	予 算 額	決 算 額	備 考	
市補助金				
計				
歳 出				
区 分	予 算 額	決 算 額	※補助金対象額	備 考
計				
歳入歳出 差引残額				

※ この欄は、記入しないでください。

様式第7（第12条関係）

補助金交付請求書

年 月 日	
(あて先) 一宮市長	
補助事業者所在地	
団体名	
代表者名	
請求金額	円
補助事業	一宮市農業担い手育成事業
交付指令年月日等	年 月 日 一宮農振指令第 号
交付決定額	円
上のうち受領済額	円
請求の根拠	一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱
口座振込申請	(あて先) 一宮市会計管理者
.....銀行	普通 当座
.....信用金庫	支店 (口座
.....農協	番) ふりがな
	名義人

様式第8（第13条関係）

年 月 日

（あて先）

一 宮 市 長

補助事業者 所在地
 団体名
 氏 名

年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱第12条による補助金の交付金額） | 円 |
| 2 補助金の交付時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

参考様式（第6条関係）

_____ 様

下記の中古農業機械の価格について、適正な価格であることを認めます。

記

1. 機種名 _____

2. メーカー名 _____

3. 型式・年式 _____ / _____

4. 価格 _____ 円

事業所名 _____

中古農業機械査定士 _____ 印

No. _____